

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜松市立幼稚園条例(平成 17 年浜松市条例第 270 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第 3 条 幼稚園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第 1 号に掲げる事業を利用する者に対する法第 59 条第 10 号に掲げる事業(別表第 2 に掲げる幼稚園に限る。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p>	<p>(事業)</p> <p>第 3 条 幼稚園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援(法第 7 条第 10 項第 6 号に掲げる事業に限る。)(別表第 3 に掲げる幼稚園に限る。)</u></p> <p>(5) 第 1 号又は第 2 号に掲げる事業を利用する者に対する法第 59 条第 10 号に掲げる事業(別表第 2 に掲げる幼稚園に限る。)</p> <p><u>(6) 第 1 号又は第 2 号に掲げる事業を利用する者以外の者に対する法第 59 条第 10 号に掲げる事業(別表第 3 に掲げる幼稚園に限る。)</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p>
<p>第 4 条 幼稚園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 前条第 1 号及び第 4 号に掲げる事業 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第 4 条 幼稚園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 前条第 1 号に掲げる事業 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 前条第 4 号に掲げる事業 法第 30 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子</u></p>

ども(教育委員会が必要があると認めるものに限る。)に該当する法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども

(5) 前条第5号に掲げる事業 法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(6) 前条第6号及び第7号に掲げる事業  
教育委員会が必要があると認める者  
(使用料)

第5条 幼稚園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業  
当該事業に通常要する費用の額、法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(4) 第3条第5号及び第6号に掲げる事業  
当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
浜松市立可美幼稚園	(略)
浜松市立雄踏幼稚園	(略)

(4) 前条第5号に掲げる事業 教育委員会  
が必要があると認める者  
(使用料)

第5条 幼稚園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
浜松市立可美幼稚園	(略)
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の33
浜松市立雄踏幼稚園	(略)

(略)	(略)
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)
(略)	(略)
浜松市立可美幼稚園	浜松市立可美幼稚園
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市立舞阪幼稚園
浜松市立雄踏幼稚園	浜松市立雄踏幼稚園
浜松市立中瀬幼稚園	浜松市立小松幼稚園
(略)	浜松市立中瀬幼稚園
浜松市立光明幼稚園	(略)
浜松市立佐久間幼稚園	浜松市立光明幼稚園
(略)	浜松市立犬居幼稚園
	浜松市立佐久間幼稚園
	(略)
	別表第3 (第3条関係)
	浜松市立犬居幼稚園

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 教育委員会が定める幼稚園の令和8年度における浜松市立幼稚園条例第4条第3号の規定の適用については、同号中「法第30条の4第2号」とあるのは、「法第30条の4第2号又は第3号」とする。
- 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>4 当分の間、浜松市立幼稚園条例第3条第3号及び第4号に掲げる事業の実施体制の確保その他の事情を勘案して教育委員会が定める幼稚園における同号並びに同条例第4条第1号及び第5条第4号の規定の適用については、同条例第3条第4号中「第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業」とあるのは「預かり保育(第1号に掲げる事業を利用する者に対する教育課程に係る教育時間以外における教育活動をいう。)」と、同条例第4条第1</p>	<p>附 則</p> <p>4 当分の間、浜松市立幼稚園条例第3条第5号に掲げる事業の実施体制の確保その他の事情を勘案して教育委員会が定める幼稚園における同号並びに同条例第4条第5号及び第5条第4号の規定の適用については、同条例第3条第5号中「第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業」とあるのは「預かり保育(第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者に対する教育課程に係る教育時間以外における教育活動をいう。)」と、同条例第</p>

号中「第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第41号)附則第4項の規定により読み替えて適用される同条第4号」と、同条例第5条第4号中「第3条第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により読み替えて適用される第3条第4号」と、「当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額」とあるのは「当該事業に通常要する費用の額」とし、同条例第3条第3号、第4条第3号及び第5条第3号の規定は、適用しない。

4条第5号中「前条第5号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第41号)附則第4項の規定により読み替えて適用される前条第5号」と、同条例第5条第4号中「第3条第5号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により読み替えて適用される第3条第5号」と、「当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額」とあるのは「当該事業に通常要する費用の額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらまし)

この条例は、浜松市立舞阪幼稚園を廃園するとともに、新たに預かり保育事業等を行う幼稚園として浜松市立小松幼稚園及び浜松市立犬居幼稚園を追加するほか、所要の整備を行うものです。